

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月13日
【四半期会計期間】	第22期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	イーレックス株式会社
【英訳名】	eREX Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本名 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3243-1167
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹股 邦治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3243-1167
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹股 邦治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第1四半期 連結累計期間	第22期 第1四半期 連結累計期間	第21期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (百万円)	12,492	15,956	65,827
経常利益 (百万円)	1,124	1,825	4,298
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	718	1,298	2,764
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,997	814	5,708
純資産額 (百万円)	20,005	26,057	25,824
総資産額 (百万円)	62,209	74,777	75,024
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	14.20	25.63	54.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	14.10	25.46	54.26
自己資本比率 (%)	25.2	26.4	25.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は役員報酬BIP信託が所有する当社株式を「自己株式」に含めております。したがって、1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、役員報酬BIP信託が所有する自己株式を控除し算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

経営成績に関する説明

世界を取り巻くエネルギー情勢は、大きく変化しております。地球温暖化対策に関する国際的な枠組み「パリ協定」が2016年に発効され、気候変動という大きな問題に対して、各国はさまざまな施策を進めています。日本国内においても、「エネルギー供給の低炭素化」と「エネルギーセキュリティの向上」等の観点から、再生可能エネルギーへの導入が急速に拡大しております。

このような状況の下、当社グループは、2019年5月公表の「再生可能エネルギーリーディングカンパニーとして、日本の脱炭素社会の実現に貢献する」とした、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画の基本方針に基づき、燃料事業から発電事業、電力小売事業までの一貫した電力事業を各事業分野において一層強化してまいります。中長期的な環境変化を見据え、再生可能エネルギーの競争力強化と自立を軸に各事業分野において更なる進化に向けた取り組みを進めております。

電力小売事業については、全国的寒気に覆われた時期があり気温は前年に比べ低温でしたが、販売電力量は順調に増加いたしました。低圧分野では新規パートナーとの提携やサービスメニューの見直しなどの取り組みにより、販売電力量は154百万kWh（前年同期比+26.2%）と増加いたしました。2019年7月からは沖縄エリアにおいて供給を開始いたします。高圧分野では、依然として厳しい競争環境下にあるものの、新規パートナーの獲得施策に加えて、各種キャンペーン等を講じた結果、販売電力量は413百万kWh（前年同期比+22.5%）と増加いたしました。また、2019年7月1日より東京電力エナジーパートナー株式会社との共同出資会社「エバグリーン・マーケティング株式会社」が電力供給を開始いたしました。全国（沖縄県を除く）の特別高圧・高圧のお客様に対し、安定した供給力をベースに、省エネ・省コストに資する価値や再エネ由来の電源等環境価値を付加したサービス等を提供してまいります。

発電事業につきましては、土佐発電所は6月23日から定期検査を実施いたしております。佐伯発電所は定期検査を実施し、検査完了後には計画通りに稼働しております。また、現在建設中の豊前バイオマス発電所、大船渡バイオマス発電所は、2020年1月の営業運転開始に向け、順調に建設を進めております。沖縄うるまバイオマス発電所は、本年5月建設工事を開始しました。

燃料事業については、安定かつ低廉な燃料調達を目的として、商社調達に加え自社調達を進めており、また更なる新規サプライチェーンの拡充を図っております。Non-FIT大型バイオマス発電所向け燃料調達に関しても、調達ソースの有力候補であるロシアやベトナム等との調整を積極的に進めております。

なお、販売費及び一般管理費についても、全体的に見直しを行い一層のコストダウンに努めております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は15,956百万円（前年同期比27.7%増）、営業利益は1,926百万円（同61.5%増）、経常利益は1,825百万円（同62.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,298百万円（同80.8%増）となりました。

財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は22,080百万円となり、前連結会計年度末に比べ120百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の返済等により現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は52,696百万円となり、前連結会計年度末に比べ126百万円減少いたしました。これは主に減価償却費の計上による減少、投資有価証券の評価損による減少によるものであります。

この結果、総資産は74,777百万円となり、前連結会計年度末に比べ246百万円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は16,962百万円となり、前連結会計年度末に比べ325百万円減少いたしました。これは主に買掛金及び未払法人税等が減少したことによるものであります。固定負債は31,758百万円となり、前連結会計年度末に比べ154百万円減少いたしました。これは主に返済により長期借入金が減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は48,720百万円となり、前連結会計年度末に比べ479百万円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は26,057百万円となり、前連結会計年度末に比べ232百万円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は26.4%となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	163,572,000
計	163,572,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,871,000	50,871,000	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	50,871,000	50,871,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日 (注)	60,000	50,871,000	6	5,175	6	4,550

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,806,000	508,060	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,000	-	-
発行済株式総数	50,811,000	-	-
総株主の議決権	-	508,060	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式206,900株(議決権2,069個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式70株及び当社保有の自己株式52株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。なお、この他に自己株式として認識している役員報酬BIP信託が所有する当社株式が206,970株あります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,281	8,352
売掛金	8,051	9,803
原材料及び貯蔵品	351	454
未収入金	3,230	3,188
その他	284	281
流動資産合計	22,200	22,080
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,286	3,225
機械装置及び運搬具(純額)	14,246	13,933
土地	747	747
建設仮勘定	25,442	25,835
その他(純額)	84	101
有形固定資産合計	43,806	43,844
無形固定資産		
その他	1,857	1,865
無形固定資産合計	1,857	1,865
投資その他の資産		
投資有価証券	2,123	1,912
関係会社株式	1,301	1,277
繰延税金資産	429	495
敷金及び保証金	536	594
その他	2,868	2,838
貸倒引当金	99	131
投資その他の資産合計	7,158	6,987
固定資産合計	52,823	52,696
繰延資産		
株式交付費	1	0
繰延資産合計	1	0
資産合計	75,024	74,777

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,717	5,399
短期借入金	5,900	5,900
1年内返済予定の長期借入金	1,856	1,766
未払金	2,696	2,711
未払法人税等	871	604
賞与引当金	86	52
その他	158	527
流動負債合計	17,287	16,962
固定負債		
長期借入金	27,303	26,897
退職給付に係る負債	47	41
資産除去債務	2,785	2,788
繰延税金負債	28	21
役員報酬BIP信託引当金	93	88
デリバティブ債務	1,317	1,563
その他	338	356
固定負債合計	31,913	31,758
負債合計	49,200	48,720
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,168	5,175
資本剰余金	4,639	4,646
利益剰余金	10,709	11,397
自己株式	185	169
株主資本合計	20,332	21,049
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	79	99
繰延ヘッジ損益	992	1,216
為替換算調整勘定	14	6
その他の包括利益累計額合計	898	1,321
非支配株主持分	6,390	6,329
純資産合計	25,824	26,057
負債純資産合計	75,024	74,777

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	12,492	15,956
売上原価	10,073	12,632
売上総利益	2,418	3,324
販売費及び一般管理費	1,226	1,397
営業利益	1,192	1,926
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	6	7
その他	3	2
営業外収益合計	17	16
営業外費用		
支払利息	41	66
支払手数料	21	23
持分法による投資損失	11	22
その他	11	5
営業外費用合計	85	118
経常利益	1,124	1,825
税金等調整前四半期純利益	1,124	1,825
法人税、住民税及び事業税	315	549
法人税等調整額	38	6
法人税等合計	354	556
四半期純利益	770	1,268
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	52	29
親会社株主に帰属する四半期純利益	718	1,298

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	770	1,268
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	178
繰延ヘッジ損益	1,204	255
為替換算調整勘定	20	22
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1
その他の包括利益合計	1,227	454
四半期包括利益	1,997	814
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,947	875
非支配株主に係る四半期包括利益	49	61

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。また、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行計5行、同じく株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行11行とシンジケート方式によるコミットライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	42,250百万円	42,250百万円
借入実行残高	14,039	14,039
差引額	28,211	28,211

2 財務制限条項

前連結会計年度(2019年3月31日)

- (1) 当社の子会社であるイーレックスニューエナジー株式会社の株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約(契約日2013年8月30日、2019年3月31日現在の借入残高93百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期間比75%かつ0円以上維持すること。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)における借入人の単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続して損失としないようにすること。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)における借入人の単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローを65百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュ・フローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び配当金を控除した金額をいう。

- (2) 当社の子会社であるイーレックスニューエナジー株式会社の株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約(契約日2013年9月26日、2019年3月31日現在の借入残高93百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期間比75%かつ0円以上維持すること。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)における借入人の単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続して損失としないようにすること。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含まない。)における借入人の単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローを65百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュ・フローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び配当金を控除した金額をいう。

- (3) 当社の子会社であるイーレックスニューエナジー佐伯株式会社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2014年10月6日、2019年3月31日現在の借入残高7,507百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月期以降の各事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額が3,500百万円以上であること。

2017年3月期以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益が2期連続で損失としないこと。

2018年3月期以降の各事業年度末日における借入人の単体のレバレッジ・レシオが2期連続で10を上回らないこと。

- (4) 当社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2016年3月31日、2019年3月31日現在の借入残高1,800百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2016年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2015年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2017年3月期末日の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2017年3月期末日における連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する）した合計金額を2015年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%相当する金額以上に維持し、2018年3月期末日の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する）した合計金額を、2015年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2019年3月期末日の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する）した合計金額を、2015年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を2015年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計額の75%に相当する金額以上に維持すること。

- (5) 当社の株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約（契約日2017年12月21日、2019年3月31日現在の借入残高500百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

債務者の各年度本決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2017年3月期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%に相当する金額以上に維持すること。また、債務者の各年度の本決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額からかかる連結の貸借対照表における繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する）した合計金額を、2017年3月期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額からかかる連結の貸借対照表における繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する）した合計金額の75%以上に維持すること。

債務者の各年度の本決算期末日における債務者単体および連結の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当第1四半期連結会計期間（2019年6月30日）

- (1) 当社の子会社であるイーレックスニューエナジー株式会社の株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約（契約日2013年8月30日、2019年6月30日現在の借入残高88百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期間比75%かつ0円以上維持すること。

本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における借入人の単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続して損失とならないようにすること。

本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における借入人の単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローを65百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュ・フローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び配当金を控除した金額をいう。

- (2) 当社の子会社であるイーレックスニューエナジー株式会社の株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約（契約日2013年9月26日、2019年6月30日現在の借入残高88百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期間比75%かつ0円以上維持すること。

本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における借入人の単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続して損失とならないようにすること。

本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における借入人の単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローを65百万円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュ・フローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び配当金を控除した金額をいう。

- (3) 当社の子会社であるイーレックスニューエナジー佐伯株式会社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日2014年10月6日、2019年6月30日現在の借入残高7,280百万

円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月期以降の各事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額が3,500百万円以上であること。

2017年3月期以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益が2期連続で損失とならないこと。

2018年3月期以降の各事業年度末日における借入人の単体のレバレッジ・レシオが2期連続で10を上回らないこと。

- (4) 当社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2019年3月29日、2019年6月30日現在の借入残高1,800百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

2019年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、2019年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2020年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2020年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2021年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2021年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2022年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2022年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2018年3月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

2019年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2019年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2020年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2020年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2021年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2021年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持し、2022年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から2022年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

- (5) 当社の株式会社新生銀行との金銭消費貸借契約(契約日2017年12月21日、2019年6月30日現在の借入残高500百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

債務者の各年度本決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2017年3月期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%に相当する金額以上に維持すること。また、債務者の各年度の本決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額からかかる連結の貸借対照表における繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額を、2017年3月期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額からかかる連結の貸借対照表における繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する)した合計金額の75%以上に維持すること。

債務者の各年度の本決算期末日における債務者単体および連結の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	416百万円	442百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	609	12.00	2018年3月31日	2018年6月25日	利益剰余金

(注) 2018年6月22日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	609	12.00	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

(注) 2019年6月21日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、電力事業を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	14.20円	25.63円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	718	1,298
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	718	1,298
普通株式の期中平均株式数(株)	50,562,459	50,649,585
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14.10円	25.46
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	359,506	332,970
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、役員報酬BIP信託が所有する自己株式を控除し算定しております(前第1四半期連結累計期間245,495株、当第1四半期連結累計期間201,363株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月13日

イーレックス株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 塩谷 岳志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善場 秀明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイーレックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。